

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 豊岡学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	全員が趣旨を理解して年間計画を立てている。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	入間市の学童保育室育成支援指針の内容を職員間で理解し、子ども達が安全・安心に過ごせる様支援している。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安全で安心して過ごせる様に基本的な生活習慣が身に付くよう支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	△	学校との協力体制には改善の余地がある。保護者には何かあればその都度、話をして連携している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	学童内で対処できない事や重要性のあるものについては、その都度、青少年課へ連絡し早い対応を心がけている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	毎日、申し送りや打ち合わせをして情報を共有し、対応等を話し合っている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	今後は子どもの意見も取り入れていく機会があるとよい。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども達の発達段階に応じた支援を行うように努めている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	理解は可能だが全て実行とはいかない。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	発達障がいのある児童が多いなか、どの子にとっても理想の環境とはいえない。そのための施設の改善もとられていない。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	△	育成支援の留意点は理解しているが、70名近い大所帯のため、その子に合わせた保育内容を進めることは難しい。職員の充足が不安定である。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	配慮を必要とする子どもの保護者と話す機会は多い。お迎えの際に話をするが、他の保護者がいることもあるので室内に入って頂き話すことも多々ある。個人の記録や聞き取りをした物については鍵のかかる所に保管し留意をはかっている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	保護者が迎えに来られる際に、その日の出来事や良かった事、悪かったこと等含め少しでも話ができるよう心がけている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者組織はないので個々で保護者と連携をとりながら子どもの保育に努めている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	学校との情報交換、情報共有がより必要であると感じている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	コロナにより夏休み中の行事やわくどき等、様々な行事が無くなってしまい関わる機会がほとんどなかった。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント	
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 毎日の清掃、消毒、子ども達の手洗いなどを職員全員で感染防止に努めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○ 子ども達への声かけや事故、けが等につながらないための環境づくりに心がけている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 年に2回訓練を行い、職員間で役割分担を決めて取り組んでいる。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○ 欠席等、連絡を受けない場合には、必ず保護者に連絡を取り、子どもの安全確保を行っている。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	子どもの健全な育成と遊び・生活の支援に努めている。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子どもの最善の利益を考慮して育成支援している。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	子どもに関する情報を学校と保護者と共有している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子ども一人ひとりの人格を尊重する様に努めている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	△	プライバシーは保護する様に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	△	苦情には誠意をもって対応しているが、しきみは整えていない。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するよう努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	もう少し全体研修を増やしてほしい。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入し事業内容の向上や改善を図っている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○		

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障がいのある子どもを受け入れ、育成支援にあたっている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	配慮が必要な子どもについては、青少年課や学校に相談し連携を図っている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもと保護者の様子を見ながら声をかけたり、支援をしている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	-	保護者組織がないため、連携できない。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	△	
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	△	
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	公務員としての守秘義務に即した対応はしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	△	学校との取り決めはないが、守秘義務に即した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	年度末に入室する児童の様子を見に行かせていただいた。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	-	地域組織とは情報共有していない。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室 ○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-	

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント	
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 毎日、保育室内の消毒に努めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	△	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	△ 必要に応じ保護者や青少年課にも連絡して対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	△	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	△
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名： 西武学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	趣旨を理解し、共有しながら運営するよう努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子どもたちの健全な育ちとは、最善の利益とは、職員間で意見を交わしながら安全に過ごせるよう支援している。
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 集団生活を通して基本的な生活習慣が身につくような支援をしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○ 日々の出来事の中から保護者に伝えるべきことは職員同士で共有した上で伝えるようにしている。必要に応じ学校とも連携し、相談できるような関係づくりをしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 支援員、補助員が子どもの適切な養育環境整備、提供することに努めている。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○ 子どもの意見、性格を尊重し遊びや生活面に反映させられるよう誘導している。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 子どもへの声かけや保護者との会話において言動には細心の注意を払い、職員同士でも気付いたことがある時には話し合いを持ち、解決を図るようにしている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ 法令遵守に関わる全ての事柄において、配慮すると共に、子どもの人格を尊重し保育にあたっている。特に児童虐待に対しては発見、職員間での検証・共有、青少年課への報告をし、関係機関への周知に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	該当児童、保護者から話を聞き、解決を図ると共に、再び同じようなことが起こらないよう対策を練る。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○ 児童の情報を共有し、会議の場を設け、職員同士協力する体制を整える。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 研修の機会を周知し、参加希望の職員に対し、できるだけサポートをするよう心がける。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育室がどのように取り組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達段階に応じた遊びや異学年との生活を支援し、見守るようにしている。

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ 職員全員が「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し、子どもの発達養育環境に対応した保育を心がけている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ 年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に生活していることを考慮しながら安心安全は大前提とし、子どもたちにとって居心地の良い場所となるよう保育にあたっている。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○ 市の指針に基づき受け入れを行っている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○ 保育所、学校、保護者また保護者の要望により、療育支援センターとも連携をとり保育にあたっている。当該児童にとって生活しやすい環境づくり、また一緒に過ごす他の児童の兼ね合いも考え、試行錯誤しながら柔軟に対応できるよう努めている。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 子どもとの関わりの中で違和感を感じるがあれば、小さな事柄だとしても職員間で共有、検証し、担当課へ報告相談することになっている。日々の保護者との関わりの中で知り得た情報、子どもの様子なども担当課と共有するようにしている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○ 子どもの家庭状況などに注視し、当該児童、その保護者の状況も加味し保護者との会話には細心の注意を払い対応している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 公務員として守秘義務を厳守し、情報の取り扱いには特に注意し、職員間でも二重三重の確認を行っている。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ 特に子どもの出欠席確認に対しては各種連絡手段を活用し、安全確認を行うようにしている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ 個人面談は行っていないが保護者の様子、状況を見て送迎時に子どもの様子を伝えるようにしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○ 保護者組織、保護者会などは無いが一人一人の児童とその保護者、兄弟(姉妹)と良好な関係を築き協力できるよう努めている。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○ 年3回程度、家庭宛に学童だよりを配布したり、掲示を行うなどして必要な支援に対し、保護者に通知、共有している。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○ 保育日誌、保育環境の整備、行事
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○ 毎月の下校時刻表、学校だよりなど学校からいただく。校庭の使い方、学校での子どもの様子を聞くなど、小学校との連携はよくとれている。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○ 守秘義務に則した対応をとっている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新入生に関する情報の聞き取りを課を通して行うなどしている。隣接している保育所とは特に良好な関係を保てるよう努めている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	例年、近くの公民館の交通安全映画会に参加している。(今年度は開催がなく参加できなかった)
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象: 藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### III 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名： 西武第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	学童保育室の職員全員が趣旨を理解した上で業務を遂行している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」の内容を理解し子供達の安全安心に生活できるよう支援している。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子供達が安全安心に過ごせるように支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者と連絡をとり子供の情報を共有している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援研修を受ける等して、情報を共有している。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	児童の権利に関する条約に基き子供の遊びや生活面に反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	ミーティングを行い、公正な職務を遂行する。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修等を行い、法令遵守の必要性に取組み職員一人一人の資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話やお迎えの時に保護者から話を聞き迅速に対応するようにしている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	保育の振り返りやイベントの会議等を行い職員集団として日々の向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	研修の機会が与えられ資質の向上を図っている。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入し事業内容の向上や改善を図っている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	放課後児童支援員研修などの研修に参加し、子どもの発達理解を学び支援している。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し、日々の保育を行っている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子供達の自主性、主体性を尊重した保育を行っている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-	
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	-	
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	気になる子どもについて職員間で情報を共有して報告している。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	支援の必要な子供に向きあい職員間で情報共有し支援している。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守し情報漏洩がないようにしている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話やお迎えの時に保護者と情報を共有している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	電話やお迎えの時に保護者と情報共有し一緒に考えている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者との信頼関係を大切にしている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」で学童保育室の目標を設定している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、おやつの発注、行事、環境、便り等行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だより、学年だより、帰宅時間の予定表を頂き、学校の行事、帰宅時間を把握した。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員としての守秘義務を厳守している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	配慮の必要がありそうな子どもの情報を頂いている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	行っていない。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室 ○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-	

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	感染症対策は子供、職員手洗い、うがい、アルコール消毒を行い、アクリル板を使用している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	研修等で危機管理、安全衛生について習得している。
		(3) 防災及び防犯対策	○	防災訓練を行った。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	連絡なしで来所しない子供は電話で確認している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名： 東金子学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	学童保育室の職員全員が趣旨を理解した上で設定目標を設けている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市学童保育室育成支援指針」の内容を職員間で理解・共有し安全・安心に過ごせるよう支援している。
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちが安全・安心に過ごせるように基本的な生活習慣が身につくように支援している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者と連絡をとり、情報共有している。学校とも懇談を持っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○支援員研修に参加し、それを職場内におろして、職員全員が足なみを揃えて育成支援に関わっている。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○子どもの意見を表明できる機会を設け、遊びや生活面に反映させている。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ミーティングで職員同士で情報を共有し、おのおのが職務に当たっている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修等を通じて必要性に組織的に取り組み職員一人一人が資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	職員間の連絡帳で、保護者からの要望等を聞き迅速に対応を心がけている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○常時、保育の振り返り、進捗状況等を共有し、日々確認を行い、事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な研修等の機会を積極的に職員に周知し、参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○自己評価を導入し、事業内容の向上や改善を図ると共に結果を公表し、取り組み内容を明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	様々な研修に参加し、児童の発達段階を学び、支援に生かすよう努めている。

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○入間市の支援指針を理解、確認し、様々な研修に参加し、自己研鑽に努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○児童の発達段階に合わせた自主性、主体性を尊重した保育を大切に、職員間で連携し様々な手法を試している。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○市の基準に基づき、受け入れを行っている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○専門機関による巡回指導を受け、支援を行うように努めている。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○要保護児童について職員間で情報共有し、虐待の早期発見に努め、場合により専門機関と連携を図る。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○児童、保護者の双方に適切な支援ができるよう努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○プライバシーの保護について確認し、情報が漏れないよう努めている。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○日々、保護者へ児童の様子を伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○迎えに来た際など、保護者と会話を持つようにしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○保護者と信頼関係を築くよう努めている。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○東金子学童の年間目標を設定し、育成支援をしている。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○保育日誌等、保育環境の整備に努めている。
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○学校だより、学年だより等を通じ、学校行事や帰宅時間を把握し、連携を図っている。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○守秘義務に則し、対応している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	個人情報の扱いに注意し、保護者にも確認をし、連携を図るよう努めている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	コロナの為、機会が少なかった。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢北学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	職員全員が指針を理解している。	
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	理解、共有し、指針に従い、育成支援を行なっている。	
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	職員全員が安全安心を一番に支援にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	必要に応じて保護者や学校と連絡を取り共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	チームで情報を共有し理解している。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に配慮し支援にあたる。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	子どもや保護者への影響を考慮し育成支援にあたる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修を通じて法令を学び、組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情には迅速にかつ誠実に対応している。	
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	ミーティング等を通じて情報を共有している。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	積極的に参加させて頂き、環境が整っている。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	向上や改善を図ることが望ましく開かれた学童を目指す。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	個人差があり情報を共有し対応が難しい時もある。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	職員全員が理解している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもそれぞれに合わせて支援を行なっている。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	職員全員が情報を共有し努めている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	巡回支援を受けたりし、子どもに合わせた対応を心掛けている。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	職員全員が情報を共有し適切に対応している。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭状況等に配慮し適切な支援を行なえるよう努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守している。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	保護者へ日々の子どもの様子を伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて保護者と連携を取り適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者組織が無い。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	職員全員が指針を理解し育成支援にあたっている。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	職員全員が業務を理解し、実施している。
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	必要に応じて担任の先生に連絡を取り対応している。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	保育園等と連携を取ながら行っている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	老人会の方々とコミュニケーションを図っている。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント	
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	基準を満たすおやつを提供し、衛生面に配慮している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	怪我、病気等へ適切に対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	定期的に訓練等を実施し対応を共有している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	子ども達への注意喚起の声かけ等をし安全確保に努めている。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 高倉学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	職員全員が趣旨を理解した上で、学童の実態に応じた保育をその都度計画している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」の内容を理解し、子どもが安全安心に過ごせる様支援している。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもが安全安心に過ごせる様環境を整え、支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	日々の子どもの様子を伝え、保護者と連絡を取りながら支援している。また、学校とも情報交換し、連携を図っている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	△	職員の経験の多少にかかわらず、足並み揃えて育成支援できるよう研修やその報告。事例検討を通して努力している。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	児童の権利に関する条約に鑑み、子どもの意見表明の機会を設け遊びや生活面に反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	職員間の打ち合わせを日々行い、一人ひとりが公正な職務の遂行にあたっている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	法令遵守に努め、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援が充実する様、職場内での研修、打合せをしている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者からの要望、意見、心配事に適切に回答できる様、職員間で共有し話し合っている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	保育内容を振り返り職員間で共有できる様、日々確認しながら、職員集団として保育の向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	様々な機会を捉えて資質向上を図るための研修に参加し、その内容を職場内でも確認し合っている。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	学童内自己評価を行い、向上改善を図るようにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修等に参加し、その内容を報告し合う事により、子どもの発達段階を学び、それに合わせた支援を行なう様話し合いをしている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	△	様々な研修に参加し、その内容を共有する様努めているがさらに全員が積極的に研修に参加する様促していく。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもの発達段階を考慮し、自主性、主体性を尊重した保育を大事にしている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-	市の基準に基づいているが、今年度は対象児童はいない。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	-	留意点は理解している。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	地域や学校と情報を交換し子どもの様子を注意して見ていきながら、信頼関係を作る様にしている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	地域からの情報交換により子どもと保護者との信頼関係を築いていく様、適切な支援を心がけている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守し、情報の扱い方には注意している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話連絡や送迎の際、保護者へ日々の子どもの様子を伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	電話や送迎の際、保護者からの相談に適切に対応し少しの時間でも会話する様心がけている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。		特に保護者組織はない。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	△	「入間市立学童保育室育成支援指針」で学童保育の目標を設定し確認しているが、今後は学童だより等、保護者の理解も得たい。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日誌、保育環境整備、行事計画等行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校便り、学級だよりにより学校の様子を知る事ができた。また、学校長や担任との情報交換により子どもの様子、対応の仕方等、連携できた。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との連携にあたり、個人情報の秘密保持について取り決め、対応している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	連携の回数は少ないが、電話により子どもの様子等、情報を共有できた。今後も必要に応じ連携しあう様に取り決めた。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	隣の公共施設の行事に参加することはあるが、情報交換や共有するまでの連携はできていない。今後、関わりを持てる様努力したい。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント	
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○ コロナ過にあたり、おもちゃや備品の消毒等徹底して感染対策にあたった。
		(2) 事故やケガの防止と対応	△	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	△ 危機管理マニュアルに沿って対応しているがさらにけがや病気への対応の研修等も受けていきたい。
		(3) 防災及び防犯対策	△	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	△ 災害マニュアルを共有するよう努めているが、防災、防犯訓練を繰り返して、非常時に備えたい。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○ 送迎の際の安全を児童保護者に呼びかけている。また、車での送迎の際、一方通行にしたり隣の施設の駐車場を借りる等、事故防止に努めている。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 黒須学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	学童保育の職員全員が趣旨を理解した上で年間事業計画を作成し、その都度、状況により行った。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育育成支援指針」の内容を職員間で理解共有し、子ども達が安心安全に過ごせるように支援にあたっている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安全安心に過ごせるように基本的な生活習慣が身に付くよう支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	必要に応じて保護者と連絡を取り、子どもの情報を共有している。学校とも連携し、子どもの支援をしている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	研修を通して必要な知識や技能を養うと共に補助員とも協力し、子どもの環境を整備し、努力している。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に配慮しながら一人ひとりの人格を尊重し育成支援を行っている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	日々、ミーティングで議題を取り上げ、話し合うことで、職員一人ひとりが支援内容の向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	子ども、保護者はもとより、職場一人ひとりの人格にも十分配慮し人格を尊重している。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	現場で対応できることについては、職員間で話し合い対応している。その他については青少年課と相談により対応している。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	会議や研修等の記録作成をし、情報交換を図った上、事例検討を行う等をし、事業内容の向上に努める。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	今後も研修等を継続できるようにしていきたい。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	今後は、職員間だけでなく、子どもや保護者の意見を取り入れ、改善の方向性を検討できる様にしたい。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修、職場内のOJT研修、放課後児童支援員研修等の研修に参加し、子どもの発達段階を学び、それに合わせた支援を行う。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	それぞれが「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し、日々の保育に努めている。また、様々な研修に参加し、自己研鑽に努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子ども達の自主性、主体性を尊重した保育を大事にしている。70名近い大所帯のために理想の環境とは言えないが、いろいろな手法を考え、支援を行っている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-	障がいのある子供の受け入れにあたっては、保護者との連携を密にし協力できる体制作りをしている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	-	今年度は障がいのある児童の受け入れはなかった。留意点は理解している。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	気になる子どもについては職員で情報を共有し、児童虐待の早期発見に努め、学校と青少年課との連携を図っている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	保護者との連携を密にし、適切な支援ができるように努めている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシーの保護、秘密保持に留意している。また、情報漏洩がないよう職員間で確認を行っている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	必要に応じて電話連絡やお迎え時の伝達により連絡を密にしている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	お迎え時に保護者からの相談等には対応している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	現時点では保護者が活動や行事に参加する機会はないが、保護者との協力関係に努めている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	日誌を付けることにより職場内での情報を共有。また、事例検討を行って、支援内容の充実や改善に努める。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	週、月交代にして職場内全員がいろいろな業務に取り組んでいる。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校便り、学年だより等を通して学校行事や下校時刻を把握し、連携を図った。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生は、子どもの状況に応じて情報共有をしている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	公民館等のイベントに参加し、地域との連携、協力を図る。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	△	△ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 扇学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	職員全員が趣旨を理解している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	理解した上で、安全・安心な保育を行っている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	理解した上で、安全・安心な保育を行っている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	必要に応じて、保護者や学校と連携して話し合っている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	職員全員が足並みをそろえて関わっている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの立場に立ち学童の生活を行っている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	職員一人ひとりが公正な職務の遂行にあたっている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修や市の指示に基づいて組織的に取り組み、職員の資質の向上と育成支援に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	その都度、職員で情報を共有し迅速な対応に努めている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	今年度はコロナがあったので感染に注意しながら保育に取り組んだ。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	研修に参加している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入することが事業内容の向上や改善を図ると共にHPでも結果を公表し、各学童保育クラブがどのように取り組んでいるか明らかにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修により子どもの発達段階を学んでいる。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	職員全員が「入間市立学童保育育成支援指針」を理解し、保育に生かしている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子ども達の発達段階を見ながら60人の子どもの状況を見て個別対応など行なっている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	市の基準に基づき、受け入れを行っている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	小学校、保育所などから情報を聞き、保護者に家での様子を聞き、その子に合うような対応をしている。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもからの様子や話を聞き、市役所、専門機関に連絡し対応を話し合う。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	心配な子どもについては青少年課に報告、小学校に伝え、情報を共有している。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	公務員として守秘義務を厳守し、情報を職員間で確認している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話連絡と個別相談などで保護者へ日々の子どもの様子を伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者がお迎えに来た時に話をするようにしている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者組織はないが、保護者との協力関係は構築できている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	行事や予定など必要に応じて掲示している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、連絡ノート、おやつ発注、面談記録、保育環境の整備、各種行事の企画立案、お知らせの掲示をしている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の下校時刻表、学校だより、小学校教頭を窓口として情報交換している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員として守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	コロナがあったため電話で対応した。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	コロナがあったため映画会は中止、参加できなかった。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	手洗い消毒は行い、日々点検を行っている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	職員同士、確認しながら行っている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	消防訓練など実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	小学校と連携して下校時刻など確認している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 扇第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	学童保育室の職員全員が趣旨を理解した上で大まかな年間事業計画を作成している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」の内容を職員間で理解・共有し、子ども達が安全・安心に過ごせる様日々努めている。
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 子ども達が安全・安心に過ごし、自主性、社会性を向上させ、基本的な生活習慣が身に付くよう支援にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○ 必要に応じて保護者と連絡を取り、子どもの情報を共有し学校とは教頭先生を窓口として懇談を持ち、子どもの支援につなげている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 日頃から自己研鑽に励み豊かな人間性、倫理観を備えるよう努めている。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○ 子どもの人権に配慮し、人格を尊重し子どもの意見表明の機会を設け、遊びや生活面に反映させている。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 職員の言動は子どもや保護者に影響を与えるのでミーティングで議論をすることで、公正な職務の遂行にあたるよう努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ 法令を遵守するとともに、職員が相互に協力し、研鑽を積みながら一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話、面談等で保護者からの要望、意見、心配事を聞き、職員間で共有し迅速に回答するよう努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるよう努めている。	○ ミーティングを通して保育の振り返り、情報の共有、支援を対応策の確認を日々行い、職員集団として事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 研修等の機会に積極的に参加し、必要な知識、機能の取得、維持、向上に努めている。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 運営の内容について自己評価を取り入れることで今後の事業内容の向上、改善に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	放課後児童支援員研修、職場内研修等に参加し、子どもの発達段階を学び、子どもに合わせた支援を行なう様努めている。

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ 職員全員が「入間市学童保育室育成支援指針」を理解し、日々の支援に生かせる様努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ 子どもの発達、特徴を捉えながら安心して過ごせる様、職員で連携し、いろいろな手法を取り入れ支援を行なっている。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	- 市の基準に基づいて受け入れを行っている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たった留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	- 障がいのある子どもの育成支援にあたっての留意点を職員全員で理解している。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 子どもが安心して帰ってこられる居場所づくりをしながら信頼関係を築き、子どもの「異変」に気付いたら職員間で情報を共有し、早期発見に努めている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○ 子どもの家庭、発達の状況を配慮し、子どもや保護者の声に耳を傾け、支援ができるよう努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 守秘義務を厳守し、個人情報の保管にも留意し、情報漏洩がないよう職員間で確認している。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ 電話や送迎時に保護者の日々の子どもの様子を伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ 送迎時には日々、保護者との会話を持つよう心がけ、電話でも相談に応じている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○ 保護者組織はないが、学童に理解を示し協力してくれる保護者はいる。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○ 「入間市学童保育室育成支援指針」で目標を設定し、それに基づき育成支援をしている。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○ 保育日誌、おやつ発注、保育環境の整備、行事の企画をしている。
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○ 学校便り、学年便りを通し、行事、帰宅時間を把握し、教頭先生を窓口として懇談を持ち連携している。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○ 公務員として守秘義務に則り対応している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	個人情報の扱いに留意しながら子どもの状況について情報交換を行った。(新1年生)
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	今年度はコロナ禍であまり連携を持てなかった。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象: 藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 金子学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	ミーティングをし、趣旨を理解、周知した上で年間事業計画を作成している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子どもたちが安全で安心して過ごせるよう支援している。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもたちの自主性を育てながら、基本的な生活習慣を身につけるようにしている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	子どもたちの情報を共有するため、保護者や学校と連絡をとりコミュニケーションを図っている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	職員全員で倫理観をもって、全員で一丸となって支援にあたっている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人格を尊重し、子どもの自主性、主体性を反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	日々の打ち合わせで議論し、職員一人一人が公正に業務を行っている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	コンプライアンスを厳守し、児童・保護者の人格を尊重しながら育成支援の充実にも努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話やお迎え時、及び日々の保育時間にも保護者や子どもたちからの意見相談を受け対応している。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	職員間で情報共有し保育を振り返りながら対応の確認を行っている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	研修の機会があれば積極的に参加できるように努めている。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	保護者、子どもたちが気軽に意見を言えるよう心がけ、イベント等にも意見を活かすようにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達過程に合わせて支援を行っていくよう努めている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	子どもが自ら進んで学童に来られるよう支援し、安心して過ごせる場になるよう努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもたちにとっても保護者にとっても楽しく安らぎのある場となるよう対応している。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	受け入れの面接時に保護者の意向等を個別に把握し、可能な限り受け入れに努める。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども一人一人の状況・育成支援の内容を記録し共有している。状況に応じて環境に配慮し改善等工夫している。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもとの信頼関係を築き、子どもからいつでも相談を受けられるよう努めている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ市や関係機関と連携し適切な支援につなげられるよう努めた。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	コンプライアンスを厳守し、個人情報の取り扱いに配慮している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	お迎え時、日々の子どもの様子を伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日頃から(お迎え時等)保護者とのコミュニケーションを図っている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	イベント等で使用する日用品(空箱等)の協力やフォトスポットの開催時等には参加してもらった。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	自主育成支援を職員間で共有して促した。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、おやつ発注、行事等を行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だより等で学校行事や帰宅時間を把握している。校庭も借用して外遊びをしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員としての守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	配慮を必要とされる子どもに対しては保育所と情報交換、情報共有を行っている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	近隣の方々にも学童のイベントに興味を持ってもらい、交流を行うことができた。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 金子第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	学童保育室の職員全員が趣旨を理解し、当施設にあった事業計画を作成している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」の内容を職員間で理解、共有し子どもたちが安心安全に過ごせるよう支援にあたっている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	安全面に配慮しながら、子どもたちが安心して過ごせるよう、また基本的生活習慣が身に付くよう支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	子どもに関する情報を家庭と学童保育室で共有し、学校と連携することで個人の特性をつかみ、支援に繋げている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	子育て支援研修や職場内OJTなどに参加することで、自己研鑽に励み、職員全員が足並みを揃えて、育成支援に関わっている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	児童の権利に関する条約に鑑み、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもが意思表示する機会を設け、遊びや生活面に反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	ミーティングで意見を出し合い、倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努力している。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	子どもや保護者の人格を尊重し、守秘義務を順守するなど、法令順守に努められるよう研修やOJTを通して組織的に取り組み、職員の資質の向上と育成支援の充実に取り組んでいる。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話や児童の送迎時の保護者との関りの中で、保護者からの要望やご意見を聞き、心配ごとがないよう迅速な回答に努めている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	日々の情報交換、情報共有をし、建設的な意見交換を行うなど協力し合い、事業内容の向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を捉えて、資質の向上を図るための研修受講の機会を充実させ、参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を行い、事業内容の向上と改善を目指し、HPで結果を公表し、学童保育室でどのように育成支援に取り組んでいるか明らかにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を把握し、理解できるよう研修で発達段階を学び、発達過程に合わせた支援を行うように努めている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し、自己研鑽に努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもたちの発達段階を考慮し、自主性、主体性を尊重し、安心して過ごせるよう職場で連携をして保育支援を行っている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	市の基準に基づき受け入れを行っている。職員の確保、適切な環境整備等、準備を整え、可能な限り受け入れに努めている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	小学校や保護者に育成履歴や配慮すべき重要点を確認し、保育にあたっている。専門機関による巡回指導を受け、障がいに合わせて育成支援を行っている。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもの状態や家庭の状況を把握した上で、子どもからの相談に応じたり、気になる子どもに注意を払い、異変があった場合は迅速に情報共有し、児童虐待の早期発見に努めている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの家庭環境や発達状況に配慮し、その子どもと保護者双方の声に耳を傾けることで適切な支援ができるよう努めている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	公務員としての守秘義務を厳守し、情報セキュリティ研修などを通して情報の扱い方について確認している。また、情報漏洩がないよう職員間で確認を行っている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	保護者からの連絡と異なる出欠席は、すぐ保護者に確認の電話や送迎の際の日々の関わりの中で子どもの様子を伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者からの相談があった場合は必要に応じて場を設け、対応する時間を取っている。内容によっては市町村や関係期間と連携する。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	お迎えに来た時など、少しの時間でも保護者とコミュニケーションをとるようにしている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」をもとに、学童保育室の目標・運営を設定している。日々の保育では事例検討を行い、育成支援の充実に取り組んでいる。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、引継ぎ日報、おやつ発注、保育環境の整備、各種行事の企画等を行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だより、下校予定表を通じて学校行事や下校時間を把握し、子どもの気になる様子があった場合は、学級担任と懇談し、適切な育成支援ができるよう努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めていく。	○	公務員としての守秘義務に即した対応を行っている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	個別に保護者から子どもの情報は聞いている。個人情報の扱いに十分留意し、保護者に確認しながら連携できるように努めている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	夏休みや土曜日など、日程が合えば公民館で行われるイベントに参加している(コロナ時は除く)。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象: 藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名： 狭山学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	△	理解するよう努めているが年間事業計画を作成していなかった。年間を通し学童保育室の質の向上と機能の充実に努める。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	△	漠然と理解してはいるが職員間で理解、共有する場を設けなかった。新しく職員が配置された際、全員で再確認していく。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安心、安全に過ごせるよう職員間で話し合い環境を整え子ども達の発達に合わせ支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	学校や保護者と子どもの状況、情報を共有し子どもや状況に合わせた支援をしている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	△	育成支援については足並みを揃えてあたってはいるが個々での自己研鑽に励み適切な支援を担えるよう努める。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子ども一人ひとりの人格を尊重し子どもの意見に耳を傾けプライバシーの保護など留意しながら生活面に反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	ミーティング等で議題に挙げ議論することで倫理を自覚し育成支援の内容が向上するよう努めた。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	△	誠意を持って対応に努めたが適切に返答できなかった。職員間で内容や対応について把握、共有して向上に努める。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	ミーティング時、育成支援について意見交換を行ったり情報交換、情報共有をしている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入することで職員自身が事業内容の再確認ができ、向上や改善につながっている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修に参加し子どもの発達について学んでいる。保護者や学校と情報を共有している。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	△	職員全員が「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し自己研鑽に努め保護者と連携し育成支援に努める。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもの心身の状態を把握し保護者、学校と連携した支援や食物アレルギーのある子どもの保護者と連絡を取り合い、配慮すべきことなどの対応を職員間で常に話し合い支援を行った。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	子ども同士が生活を通して共に成長できるよう配慮や環境などの整理に努め、市の基準に基づき受け入れに努めている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	障がいのある子どもの育成支援が適切に図れるように個々の子どもの状況に応じて職員全員で話し合い支援するよう努めた。介助の基準に基づき人的配置あり。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子ども一人ひとりと信頼関係を築き職員間で小さな情報も把握、共有し早期発見に努めている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの家庭状況、状態を把握し適切な支援や早期発見ができるよう努めている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	保護者や子どものプライバシーの保護や業務上知り得た事柄の秘密保持に留意し職員間で確認を行っている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、また保護者からは家庭での様子を伺い情報を共有している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	△	些細なことでも保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、信頼関係が築けるよう努めていく。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者組織は無いが学童保育室の活動を保護者に伝え、理解を得られるよう努め保護者との協力関係をつくっていく。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	職場内で日々の子どもの状況や情報を共有し、育成支援の内容や充実、改善に努めた。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、おやつ発注、保育環境の整備、学校との連絡調整を行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だより、学年だより、下校時刻予定表などを通じて学校行事や帰宅時間を把握し学校との連携も図れるよう努めた。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との情報交換や情報共有を行い個人情報については守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生について子どもの発達と生活の連続を保障するため保育所等から子どもの状況について聞いている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	地域、関係機関と関わりを持つことが出来なかった。学童保育に通う子どもの生活について地域の協力が得られるよう関わりを持てるよう努める。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	子ども達にうがい、手洗いを促し備品やおもちゃを消毒するなど日常の衛生管理に努め医薬品の用意管理をしている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応について事故事例の情報を収集し職員間で分析するなど防止に努めた。
		(3) 防災及び防犯対策	○	不測の事態に備え必要な設備を設けている。災害時の対応など職員間で話し合い共有している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢南学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	保護者の働く権利は十分に理解し協力している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子ども達が安心して安全に過ごせる空間作りに努めている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	学年能力に合わせた支援をしている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者や学校とは必要に応じて連携をとっている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員、補助員の支援に偏りが出ないように、研修の内容を共有した支援を行なっている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	遊びやイベントは子どもの意見を取り入れて行っている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	ミーティングを行うことで、それぞれ自覚し支援をしている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	子どもを尊重した支援ができています。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	△	現在、要望、希望は特にないが、自分たちで解決できることは前向きに対応します。駐車場や施設については無理な部分がある。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	支援員、補助員で情報の共有は常に持つようにする。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	受けていない研修はできるだけ参加するようにしている。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	保護者の評価を取り入れた自己評価はしていない。今後はやるべきだと思う。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	子どもの発達に合った遊びは提供しているが、それについての研修に参加できていないと思う。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	子どもの家庭環境、自分たちの役割を理解した関わりを持っている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	時間割に沿った内容で行動をさせているが、自主性、主体性は尊重した保育を行っている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	スロープ、トイレの設備は整っているので、加配の配置に応じて受け入れ可能
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	△	保護者、保育園の先生、学校の先生と連携してその児童に合った支援はできているが、専門知識に乏しいと思う。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	心配な様子の児童には何気ない会話の中に家庭での様子を質問して情報は職員間で共有している。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの変化を見逃さないよう配慮し、必要なら保護者と話をする。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	保護者、関係機関と話した内容は口外しない理解は十分している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	お迎えの時間だけでは情報を伝えきれないので、保護者が必要とするなら時間をつくりたいと思う。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	△	発達に関して保護者から相談があれば対応するが、支援員から発信はしにくい。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	学童での行事は伝えているが、興味を示す保護者はいない。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	△	幼稚園や保育所とは違い全員が毎日通う場所ではないので月案、週案を立てての保育はしていない。年間の目標は立てている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、職員用の連絡帳で運営に関する記録はできている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の行事、下校表は毎月頂いて把握している。可能な限り学校行事には参加させてもらうようにしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	必要に応じて話し合いの時間を作っていただき、その内容は支援員だけと厳守している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生の面談時に必要と思われる子どもと保護者の情報を聞いている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	近隣との接点は無く、イベント等にも参加はできていない。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	来室時のおやつの前、外遊び後の消毒は徹底させている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	職員間で危険な場所の確認、けがや事故につながる場所の改善はしている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	災害時の職員の役割は決めている。最優先は子どもの安全という意識を常に心がけ、外遊びも職員が先に出て安全確認をする。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢南第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	・打合せを毎日行い、保育運営をしている。 ・年間計画を作成し青少年課に提出している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	・職員間で話し合い理解し、子ども達が安全安心に過ごせる様保育にあたっている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達の成長にあった学年ごとの育成支援を行なっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	子ども達を支援するため、保護者や学校と連携を取り情報交換をし子ども達への見守り支援につなげている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	放課後児童支援員、補助員が、一丸となり、研修を受け必要なスキルを身につけて育成支援に関わりを持てるようにしている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子ども達との交流の中で意見を取り入れて遊び、製作行事を企画し生活面にも反映できるようにしている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	議題を決めてミーティングをし議論することで職員全員が同じ方向で仕事できている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	・事業内容を向上させるよう職員集団を形成している。 ・人権プライバシー等に関しては、職員全員が理解し努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	迅速に対応できるように職員同士の話し合いや青少年課にも相談し対応している。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	事業内容を向上させるよう職員間で形成している。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	参加している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	向上に努めている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修等を参考に職場間で話し合いながら育成支援を行なっている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	育成支援の内容が理解できるよう学習している。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	職員全員が子ども達の発達段階を個々理解し、自主性を尊重した保育を大切にしている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障がいのある子どもの受け入れを理解し、受け入れている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	障がいのある子どもを理解し、その子に合った指導案を考えたり、支援にあたっている。親とも話し合いの時間を取り、その子に合った生活内容を考えて指導している。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子ども達との信頼関係を築くことで、子ども達からの相談に応じている。気になる子どもについて職員間で情報を共有し児童虐待の早期発見に努めている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの家庭状況、発達段階に考慮し、その子どもと保護者の双方の声に耳を傾けて適切な支援ができるようにしている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	公務員として守秘義務を厳守し情報セキュリティ研修を通じて情報の扱い方について学習した。情報漏洩が無いよう職員間でも気を付けている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話連絡による保護者からの相談を受けたり、こちらからも日々の子どもたちの様子は伝えられるようにしている。出欠確認は必ず低学年を問わず連絡している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者に少しでも顔を合わせることがある時は声をかけて信頼関係を築ける様に相談事等に対応している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	学童保育室での生活、行事やお誕生日会、製作に目を向けてくれ協調や協力してくれる保護者がいる。保護者に向けこちらから保護者への連携をはかっている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	学童保育の目標を設定し、それをもとに、月案、週案を立案し育成支援している。日々の保育運営では職員間で打ち合わせをし確認している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	職員間で分担して業務を行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校便り、学年便り、下校時刻表を通じて学校行事や帰宅時間を把握した。学校長と連絡を取り、学童と学校との決め事等を確認し先生方と連携も図った。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報や秘密保持を守り、学校との連携を行っている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生の面接時に気になった子については個人情報の扱いに留意し、幼稚園、保育所、保育園等との連携を図っている。(青少年課に協力してもらい配慮して行った)
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	コロナ過のため行えなかったこともあるが、安全安心のため子どもたちの送迎を手伝ってもらったりケガ、病気の時、協力も受けている。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象: 藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### III 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢東学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	趣旨について全職員で読み上げ、理解している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」の内容を理解し、子ども達が安心・安全に過ごせる様に努めている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が生活の場として、安心・安全に過ごせる様に支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは、子どもの情報を密に連絡を取り共有している。学校とも連絡を密にとり、子どもの支援に結びつけている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	全職員が足並みそろって研修を受けていないが役割を理解し、支援している。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	社会的に責任を理解している。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	毎日、ミーティングを行い、職員一人ひとりの抱える問題を取り上げ、話し合い、職務の向上に努める。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	△	職員により、職場倫理の捉え方に差がある。法令遵守の必要性に組織的に取り組んで、職員一人ひとりの資質の向上に努めたい。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者からの苦情に関してはすぐに対応し解決に努めている。要望については職員・市と相談しながら対応している。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	毎日のミーティング時に、子どもの保育についてや各作業の進捗状況の確認を行い、事業内容の向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	放課後児童支援員等の研修に加えて、新人研修(社会人1年目)等を取り入れたらなお良いと思う。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入し、運営内容を見直し、事業内容の向上に努めている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達や特徴を理解し、子どもに合わせた支援を行なうよう努めている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	全職員が理解している。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	一人ひとりの個性を大切に、子ども主体の保育を目指している。職員間で連携しながら子ども達に支援を行なっている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障がいのある子どもの受け入れに理解し、可能な限りの受け入れに努めている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	保護者、学校、市役所と連携を密にとり、専門機関による巡回指導を受け、その子に合った保育を模索し、支援を行なっている。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	日々の子どもの関わりで気づくことが多い。些細な変化を見逃さず、情報を記録し共有し関係機関と連携を図っている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連絡を取り合い、支援を行なっている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	知り得た情報の守秘義務を厳守している。情報の扱い方、情報の漏えいがないように確認している。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	お迎えの時やお電話で保護者とお話をするが、お迎えに来られない保護者にはお手紙を書いてお渡ししてお知らせしている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	相談がある時は、お電話でお話をしたり、子どもが帰ってくる前の時間帯に来ていただき、お話しして対応している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者との協力関係は個別に対応し構築しているが、保護者組織はない為、連携していない。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	学童での目標を設定し、年、月、週案を作成している。それに関し、毎日、職員間で打ち合わせを行っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、出席確認、おやつ、証文品発注、行事の立案等行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校便り、学年便り、下校時刻のお知らせを毎月いただく。授業参観に参加し、学校での子どもの様子を把握している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	個人情報の扱いに留意し、保育所等との連携を図り、情報を共有している。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域としての付き合いはないが、子どもの関わる関係機関(こども支援課や児相)との連携は取ることができる。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 学童は校舎一階を利用している。高学年の授業時には静かに過ごし、外遊びはクラブ、、高学年が授業中は行わない。

※対象: 藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 藤沢東第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	△	新任の職員が細かいところまでは難しいが、概ね趣旨を理解し、年間事業計画を立て、日々ミーティング等を行っている。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子ども達の安全安心を常に考え、支援にあたっている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安心して過ごせるように挨拶等の基本的な生活習慣が身に付くように支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	必要に応じて対応し、保護者や学校とも共有し支援につなげている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	職員の年齢、経験年数の違いこそあれ、新人育成に心がけ、役割を理解できるよう、チームワークにて支援合っている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの意見表明の機会を設け、遊びや生活面に反映させている。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	△	ミーティングで議論し、職員一人ひとりが倫理を自覚できるように努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	△	今年度はコロナで研修が実施されなかった為、本年度は難しかったが、現場で一人ひとりの意識向上の為、ミーティング等で責任のある仕事であると自覚して努めた。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	市がアンケートを実施したり、学童でのお迎え、電話等で要望を聞きできるだけ早い回答を心がけている。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	保育の在り方について、振り返り進捗状況を確認共有し、対応等の確認等を日々行い、職員集団として事業内容の向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	今年度は、内外での研修ができていないことは多いがなるべく参加できるように機会は設けていた。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を行い、その結果をHPにて公表することで、各学童がどのような取り組みをしているか明らかになる。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	今年度はコロナで研修が実施できなかったが、現場にて、子ども発達、特徴について課題を認識し、共有し、皆で同じ目的を持って支援できるよう努めている。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	職員全員が「入間市学童保育室育成支援指針」を理解し、日々の保育の中で確認している。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	職員で連携して子ども達の個性を尊重して様々な角度から支援できるように保育内容をいつも考え合いながら子ども達の過ごしやすさ、支援を行なっている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	市の基準に基づき受け入れを行っている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	入室前の面談や保育所等への訪問、在籍の小学校での育成履歴を聞き専門機関の巡回指導を受け、その子どもの発達段階に合わせた支援を行なっている。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもとの信頼関係を深め、子どもへの観察を心がけ、子ども、保護者、双方から話を聞き、気になることがあれば、職員間で共有し、必要であれば、担当課、専門機関への報告を心がけている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子ども保護者、家庭状況、などを配慮し、子ども、保護者、双方の声に耳を傾け、適切な支援ができるように努めている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	公務員として秘密義務を厳守し、情報の扱い方について確認している。また、情報漏洩がないよう、職員間で確認を行っている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話連絡やお迎え時等、保護者に日々の子どもの様子を伝えたり、保護者からの話に耳を傾けるように心がけている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	お迎えの時等に保護者が話しやすい雰囲気作りや相談しやすい信頼関係を深めるように努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	行事等事前に子どもたちへ伝え、欠席予定だったが、参加希望の場合、予定を変更し参加する場合もある。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	「入間市立学童保育室育成支援指針」で目標を設定している。日々の保育では職員間で打ち合わせ確認している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、おやつ発注、各種行事、企画運営、お知らせなど発行等を行っている。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学年便り、学校便り、下校時刻表等により行事や下校時刻の把握をしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員としての守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	面談後の保育所等への訪問にて、保育所等での今までの様子等を連携できるように努める。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	学童での活動を理解してもらえるように地域との関わりを持つように努める。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	○学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	騒音がでないようにしたり高学年が授業中はグラウンドの使用を控えたり下校時の車の通行と児童の安全に注意し事故のないよう声かけ等を行っている。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名： 仏子学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	職員全員が趣旨を理解し、実態に応じて年間行事を作成している。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子ども達が安全・安心に過ごせるように職員間で理解・共有するよう努めている。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安全・安心に過ごせるように環境を整え、基本的な生活習慣が身につくよう支援にあたる。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	お迎え時を利用して子ども達の様子を保護者に伝え、情報を共有している。必要に応じて学校とも連絡を取るよう努めている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	研修への参加及び職場内での日々の話し合いを通して職員全員が共通認識を持って保育に関わっている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に配慮し、かつ人格を尊重して育成支援にあたる。守秘義務の徹底に努める。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	日々の保育の中で生ずる問題点を全員で議論する事で公正な職務の遂行にあたるようにしている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修やOJTを通して、子ども・保護者の人権を十分配慮し、差別の無い保育を行うよう法令を遵守しながら支援員同士の向上に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子どもや保護者等からの要望や苦情に対して迅速かつ誠意を持って対応し、その内容等に関して職員間で共有し今後の保育に生かす。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるよう努めている。	○	子どもや保護者の生活状況に関心を持ち、支援員間で共有し、対応策を意見交換することによって職員集団として向上に努めている。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を提示し、参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入することで事業内容の向上に生かし、その結果をHPで公表し取り組みをお知らせする。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	様々な研修に参加し、子どもの発達の特徴や過程を理解し、一人一人の心身の状態を把握しながら支援している。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	職員全員が「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解し、日々の保育の中で確認している。研修に参加することで、自己研鑽に努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子ども達の発達段階を考慮し、自主性・主体性を尊重した保育を大事にしている。十分な理想の環境とは言いがたい所もあるが、職員間で連携し、よりよい方向を模索しながら支援を行っている。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	—	市の基準に基づき受け入れを行っている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	—	障がいのある子どもの在籍の場合は、保護者及び各関連機関と連携をとり、保育にあたる。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもの変化に気付くことで、虐待の早期発見が出来る様に努める。その為には、子どもとの信頼関係を築くようにしている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの家庭状況、発達状況に配慮している。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守し、情報漏洩がないよう職員間で確認を行っている。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	電話連絡とお迎え時に子どもの様子を保護者に伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	相談を受けた時は時間をとり、話を聞く。普段は、お迎え時少しでも保護者との会話を心掛けている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者との協力関係を構築するようにしている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	学童保育室の目標を設定し、日々の保育で職員間で打合せ確認し、育成支援している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、おやつ発注、保護者及び学校との連絡調整。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だより、学年だよりを通して、帰宅時間の把握。校庭遊具の使用ができる様に連携を図っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員としての守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	必要に応じて新1年生に関して、保育所、幼稚園と連絡を取るようになっている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	なかなか地域との関わりを持つ事が難しい状況にある。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 宮寺学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	趣旨を理解するために、職員全員勉強している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子ども達が安心・安全に過ごせるように努めている。
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 子ども達が、安心・安全に過ごせる環境作りや主体的な遊びや生活ができるように支援にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○ 保護者や学校とも積極的に話し、子どもとの情報を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 研修の参加、会議などで学童全体の統一をはかるよう努める。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○ 子ども一人一人の性格や主張を理解した上で、それらを生かせる場を設けるようにしている。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 学童内でのミーティングを毎日行い、職員全員が倫理的な立場に立って行動できるように努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ プライバシーは守られている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子どもや、保護者等からの要望や苦情に対しては迅速かつ適切に誠意をもって対応する。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○ 毎日のミーティングを行い職員同士、情報の共有をはかっている。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 向上を計るための研修等の機会を職員に周知をはかり、参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 自己評価を確認する事により、事業内容の向上や改善をはかれるようにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修などに参加し、その発達過程に合わせた支援を行うようにしている。

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ 入間市立学童保育室育成支援指針に基づき支援にあたっている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ 児童の自主性・主体性を尊重した保育を心掛け様々な手法を模索しながら支援を行っている。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○ 市の方針に基づいて、受け入れている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○ 可能な限り、学校の支援の先生と情報を共有して、その子の対応にいかしている。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 子どもの様子を常に把握している。また、保護者とも関わりをもち、児童虐待の早期発見に努めている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○ 子どもの様子に常に気を配りミーティングを重ねた上で必要に応じて諸関係機関との連携に努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 支援員相互の共通認識のもと、プライバシーの保護や秘密保護については特に注意をはらっている。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ 日常の業務内に於いて可能な限りの機会を伺い保護者に対して情報を提供し、また共有することに努めている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ 相互の信頼関係を重要な基本事項と踏まえ相談事項については真摯に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○ 都度に於ける協力関係に対応し連携に努めている。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○ 学童保育室育成支援指針に基き慎重にミーティングを重ね、保護者への理解を求めると共に支援方針を立てている。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○ 保育に関する全ての必要事項について全力で取り組んでいる。
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○ メール便の受け渡し時を利用して常に新たな情報を共有できるよう努めている。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○ 基本的守秘義務及び、公務員としての守秘義務に則した対応を徹底している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	近所の保育園からの情報を共有できる機会を伺い、また保護者からの情報の共有に積極的に努めている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	近年に関してはコロナの影響から関わりを持つことの難しさを痛感している。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 新久学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	支援員全員が趣旨を理解した上で、保育をしている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	役割を理解した上で、子ども達が安心・安全に過ごせるよう保育をしている。
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 育成支援の目的を理解して保育にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	△ 保護者や学校との連携に努めている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 職員全員が同じ考え方で保育にあたっている。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○ 子どもの意見をとりにいれながら遊びや生活をしている。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 毎日の話し合いで、皆の意見をとりにいれながら保育できるようにしている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ 研修を通して職員一人一人の資質を高めて保育している。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	その日のトラブルをその日に解決させ、保護者に経過を報告するよう対応している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○ その日のミーティングで、保育内容の確認を日々行なっている。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 資質の向上ができるよう研修等 皆が参加できる様 整えられている。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 自己評価を導入する事で、学童の保育内容を明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修で学んだ内容をいかして、発達過程に合わせた支援を行なっている。

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ 職員全員が、「入間市立学童保育室育成支援指針」を理解して日々の保育をしている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ 職員が常に連携して色々なやり方をとりにいれながら支援を行っている。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	— 市の指針に基づき受け入れを行っている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	— 障がいのある子に関しては、巡回指導や学校の先生等の意見をとりにいれ、その子に合った保育内容を進めている。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 子どもから話しやすい信頼関係を築いている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	— 対象児童はいません。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 守秘義務を厳守し、情報漏洩がないよう職員間で確認を行っている。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ お迎え時に、その日の子供の様子を伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ お迎え時に子どもの様子を伝えると共に、保護者からの話も聞きコミュニケーションをはかっている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○ 行事・生活に使用する材料を積極的に協力してもらっている。
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○ 「入間市立学童保育室育成支援指針」で学童保育室の目標を設定した物を保護者に見てもらえるよう玄関に貼り出している。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○ 保育日誌・申し送りノート・おやつ・消耗品の発注、行事の企画等
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○ 学校だより、学年だより等を通じて、学校行事や帰宅時間を把握した。公開授業の参観をしたり、学校長や教頭先生と情報交換している。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○ 公務員としての守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生を迎えるにあたって、面接時に気になる子について情報交換している。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	今年度はコロナ禍のため、できていないが、昨年度は西武バスの知識を得るためのツアーに参加した。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室 ○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校施設を使用する時は学校のルールを守り、高学年の授業の際には静かに保育するよう心がけた。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	来室時・おやつ前・トイレ後には必ず手洗い・うがい・消毒を適宜対応している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	危機管理マニュアルにもとづいて対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○	年1～2回の防災避難訓練を実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	学校からの下校時刻表や安心でんしゃぼとの導入で、安心確保に努めている。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 東町学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	○	コロナ過の中、何の行事ができるかを支援員で話し合い計画を立てた。	
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	子ども達が安心、安全に過ごせる支援員間で話し合いをする。	
3	学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安心して過ごせる様に危険はないかなど安全面に気を付けながら子どもにも繰り返し声をかけ支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	今年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、学校の分散登校もあり学校とは密に連絡を取り合った。必要に応じて保護者にも連絡を取り情報共有に努める。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	△	コロナ禍で支援員研修会には参加できなかったため、支援員で打ち合わせをし、支援員の足並みを揃えることに努めている。
		(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に十分配慮し一人ひとりの人権を尊重している。問題が生じたら迅速に対応し解決を図ることに努める。
4	学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	保育の振り返り等、毎日の話し合いを重ね保育の向上に努める。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	保護者との信頼関係を築ける様に誠実に対応することを心がける。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	毎日の話し合いで問題点等、支援員間で問題を共有し保護者からの問題は迅速に対応できるように努める。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	問題が生じたら状況を確認し保育を振り返り今後の対応策を話し合った上で実践し結果を検証する。
		(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な研修等の機会を積極的に職員に周知し、参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を導入し、事業内容の向上や改善を図ると共に結果を公表し、取り組み内容を明らかにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達に個人差があることを踏まえ状況を把握しながら支援することに努める。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
1	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	年齢、発達の状況が異なること、子ども達がいることを踏まえ、それぞれの子どもの適切な援助を行えるよう支援員同市努力している。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	集団生活のなかでしか経験できない順番をまつこと、我慢すること、約束を守ることを通し、皆が平等に遊んだり生活できるよう援助している。
2	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	受け入れにあたって、子ども、保護者と面談し保護者より集団生活をすすめる上で、どのような配慮が必要か情報を提供してもらっている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	△	研修に参加したり文献で調べたりし障がいについて理解を深めるよう努力している。
3	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもの顔色や動き、また身体にあざ等はないか観察している。送迎時の親子関係での子どもの表情にも気を付けている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭での養育について、支援が必要であると思われる時は、市と連携するようにしている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。個人記録は鍵付きの書庫で保管。
4	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	子どもの遊びや生活の様子を伝える際には、どの保護者にも公平に伝えていくように努力している。限られた保護者とだけ会話をするのがないようにしている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者からの相談がある時はまず保護者の気持ちを受け止めている。その上で保護者が解決策に自分でたどりつけるよう対応している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	学童保育室の活動を理解して頂くために、学童だよりで伝えたり送迎時に言葉で伝えている。
5	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援の目標は、育てたい子ども像、「仲よく協力する」を心がけている。そのためどのような援助が必要かを考えながら保育にあたっている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育環境の整備、清掃、消毒、おやつ、消耗品の発注、保育日誌等、一人ひとりの児童についてどのような援助が必要かについて話し合う。
6	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校から年間行事計画表、学校だより、学級だよりを頂き学校での子どもの情報を提供している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との情報交換において個人情報の保護秘密について共通理解している。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生について特に配慮の必要な子は保育所、幼稚園での生活の様子を見学をさせてもらったり情報を提供してもらっている。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	子どものけが、事故等に備え、地域の医療機関を調べてある。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

# 令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(学童保育室用)

施設名: 東町第二学童保育室

## I 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 ○「入間市立学童保育育成支援指針」の趣旨を理解している。	△	全職員が「放課後児童クラブ運営指針」を理解できるよう指針(全7章)を配付して頂きたい。	
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役割を理解している。	○	「直接、子どもに関わる支援」と「家庭の子ども支援」の二本柱を理解し支援している。	
3 学童保育室における育成支援の基本	(1)学童保育室における育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に支援している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	家庭、学校との日常的な連絡を取り情報交換、共有している。コロナの休校分散登校も学校と連携できた。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	家庭の子育てを支援することを理解し見守る。手助ける。教える。一緒に行動する支援をしている。
	(4)学童保育室の社会的責任	○学童保育室の社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重し育成支援をしている。
4 学童保育室の社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	放課後児童支援員等の言動は子どもや保育者に大きな影響を与えることを自覚し支援している。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○市は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	採用後、青少年課による職場新任研修を希望する。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	内容や対応は職員間で共有する。個人ノート連絡ノートに記録を残す。	
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	毎日の保育打合せ、振り返り情報を共有する。「記憶でなく記録」を心がける。係の分担で毎日の支援をスムーズにしている。
	(2)研修等	○市は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	-	今年度はコロナ過影響で研修参加ができなかった。今後のオンライン研修の充実、電子的情報技術の研修希望。
	(3)運営内容の評価と改善	○市は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	保護者へのアンケートも支援の参考にしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	今年度はコロナ過で研修参加ができなかったが青少年課推奨の「子ども放課後にかかわる人」は参考になった。	

## II 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
1 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	子ども達が安全、安心に過ごすことができるよう、又、家庭の子育てを支援することを理解している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	基本的な生活習慣を習得できるよう見守り、手助けを支援する。「今後の予定」を目に見えるようにし、当番活動等、自主性、主体性を尊重する。
2 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-	市の基準に基づき受け入れを行っている。
	(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	面接時に保護者より育成履歴を確認し、事前に受け入れ準備をした。
3 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	-	虐待が疑われる場合は関係機関に通告する。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	-	特別な支援を必要とした場合は関係機関に相談、連携する。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	子どもの家庭にも踏み込む問題なので慎重に対応、日々子どもの様子、子ども同士の会話等にも耳を傾ける。
4 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	学童だより、掲示等を活用し必要な連絡をする。出欠連絡、日々の連絡で情報を交換し共有。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	個人的な判断で対応せず、職員全員で共有し対応、記録を残す。内容に応じて青少年課に相談
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	-	保護者会等なし
5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	目標設定し毎日打合せ、保育の振り返りをして職場内での情報を共有している。安心安全の環境を整えている。
	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日誌、行事の企画、おやつ発注、清掃、衛生管理、室内清掃等
6 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	新年度あいさつ、新一年生の学童名簿を渡す。学年便り、下校時刻表で学校と情報共有。
	(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報、校務員としての守秘義務に則した対応をしている。

7	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	×	コロナ影響で新一年生の面接後の保育所、幼稚園の保育の様子の見学もできなかった。
8	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	夏休みの映画会の参加もコロナ影響で参加できなかった。
9	学校を活用して実施する学童保育室※	○学校施設を活用して実施する放課後学童保育室	○	○学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 高学年の授業時間には静かに過ごす。廊下にパーティションを置き立ち入らないよう注意を呼び掛けている。校庭の利用、固定遊具の利用の理解を得ている。

※対象：藤沢東学童、宮寺学童、新久学童、東町学童、東町第二学童のみ記入してください。

### Ⅲ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	区分	チェック項目	結果	コメント
1	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。
				○ 今年度はコロナ感染拡大防止のため、手洗い、手指消毒の励行、部屋の換気、室内の消毒を徹底 ○ 消防士に熱中症、AEDの指導を受ける。子ども自身が危険を回避できるよう日頃から注意を呼びかける。 ○ 避難訓練実施、学童独自のマニュアル、防災役割分担を決めている。 ○ 不審者情報を注意喚起の声かけ、掲示する。欠席連絡なしに来所しない場合は保護者に連絡。